

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者のみなさんへ

～高額医療・高額介護合算療養費制度のご案内～

高額医療・高額介護合算療養費制度は、医療保険（国民健康保険や後期高齢者医療制度など）と介護保険の両方を利用し、その自己負担額が高額になっている世帯の負担を軽減する制度です。

平成20年度分の高額医療・高額介護合算療養費の支給対象となることが確認できた方に対して、平成21年12月中旬から順次ご案内の通知を送付しています。その通知で申請方法などをご確認ください。

※住所地や加入している医療保険の種類が、平成20年4月から21年7月の間に変更になった場合、お知らせできないことがあります。

●対象世帯

医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、その合算額が一定の額（自己負担限度額）を超えた世帯が対象です。

ただし、同じ世帯に国民健康保険の加入者と後期高齢者医療制度の加入者がいる場合など、異なる医療保険の自己負担額を合算することはできません。

●支給額の算定方法

高額療養費などの給付を受けた後の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が、年間（8月から翌年7月）で自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。自己負担限度額は、世帯員の年齢や所得によって異なります。

《自己負担限度額》

○70歳以上の人のみの世帯

| 世帯区分 | 自己負担限度額(年額) |
|--------|-------------|
| 現役並み所得 | 67万円 【89万円】 |
| 一般 | 56万円 【75万円】 |
| 低所得2 | 31万円 【41万円】 |
| 低所得1 | 19万円 【25万円】 |

○69歳以下の人を含む世帯

| 世帯区分 | 自己負担限度額(年額) |
|--------|---------------|
| 上位所得 | 126万円 【168万円】 |
| 一般 | 67万円 【89万円】 |
| 市民税非課税 | 34万円 【45万円】 |

(注1) 平成20年度分のみ平成20年4月～平成21年7月の16か月(【】の額)で算定します。

(注2) 世帯区分は、7月末日の医療保険の世帯区分に応じて判定します。

●平成20年度分は16か月の合算額で

平成20年度分のみ、平成20年4月から平成21年7月の16か月の合算額で計算します。ただし、平成20年8月から平成21年7月の合算額で見た方が、支給額が多くなる場合は、12か月の合算額で算定します。

■問い合わせ

国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者は、次の国民健康保険担当課または介護保険担当課までお問い合わせください。

国保年金課国保医療係

TEL (23) 8857

高齢いきがい課介護管理係

TEL (23) 8678

湯津上支所総合窓口課健康福祉担当

TEL (98) 2112

黒羽支所市民福祉課健康福祉係

TEL (54) 1113



※加入している医療保険によって、申請の受け付け時期などが異なります。会社の健康保険に加入している方などは、それぞれの医療保険者にお問い合わせください。

国保

●参加費 1000円(昼食込み)
●申し込み 2月3日(水)までに、ふれあいの丘まで電話で申し込み。申し込み時に、経年数などを確認します。
■申し込み・問い合わせ ふれあいの丘
TEL (28) 3131



昨年の大会の様子

●日時 2月21日(日) 午前9時開会
●場所 ふれあいの丘 シャトーエスポワール
●参加資格 子どもから年配の方まで、どなたでも参加できます。
●定員 囲碁の部 先着60名
将棋の部 先着40名
●対局方法 棋力を参考にクラスごとの対局

ふれあいの丘
第15回囲碁・将棋大会
参加者募集

教育・文化・教養